

○経済産業省告示第二百三十四号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第六十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充

「第十七号の二」を「第十七号の二の三」に改める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。